

## E S C O事業の契約とW T O協定との関係について

E S C O事業の契約は、設備改修、維持管理及び運用等を対象とするものであることから、「政府調達に関する協定」（平成7年条約第23号）（以下「WTO協定」という。）が適用される調達の対象となるサービス（「サービス」の適用範囲は、政府調達協定付属書 付表4に特定されており、E S C O事業に直接・間接に関連すると考えられるサービスの例としては、建設工事、建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス<sup>1</sup>が考えられる）及び対象外のサービスの双方を包含する混合的な契約になる可能性がある。

こうした混合的な契約においては、主目的である調達に着目し、全体を当該主目的に係る調達として扱うこととされている。例えば、国（中央政府）の機関が実施するE S C O事業の調達の主目的が設備更新の場合であって、当該契約の全体の予定価格（主目的以外の物品等及び役務に係る価格を含む）が適用基準額（7億2,000万円）を超える場合には、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）の適用を受けることとなると考えられる（適用基準額については下表参照）。

表 WTO協定及び我が国の自主的措置の定める「基準額」並びに「邦貨換算額」

（適用期間：平成18年4月1日から平成20年3月31日まで）

（単位：万SDR、万円）

契約対象 【中央政府の機関の場合】	政府調達協定		我が国の自主的措置	
	SDR	邦貨換算額	SDR	邦貨換算額
1. 産品	13	2,000	10	1,600
2. 3. 及び 4. 以外のサービス	13	2,000	10	1,600
3. 4. に関連する技術的サービス	45	7,200	*	*
4. 建設サービス	450	72,000	*	*

\*：我が国の自主的措置の対象外（WTO協定が適用される）

出典：外務省ホームページ「省庁共通公開情報」より

<sup>1</sup> 建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスに限る。ただし、独立して調達される場合の次のサービスを除く。

- ・ 建築設計サービスの実施設計サービス
- ・ 契約管理サービス
- ・ 基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービスのうちいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用の見積りの一又はこれらの組み合わせからなる設計サービス
- ・ 建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリングデザイン・サービス